

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定 (人 権 課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2 件) (治山林道課)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3

規 則

高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成30年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県税条例の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第17号）附則第1項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する改正規定の施行の日は、平成30年4月1日とする。

~~~~~

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第4号**

**高知県税規則の一部を改正する規則**

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第33条の2の次に次の1条を加える。

**第33条の3** 条例第33条第2号に規定する一般社団法人及び一般財団法人に係る知事の承認の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 国又は地方公共団体の出資等により設立された法人であ

ること。

(2) 国又は地方公共団体からの補助金又は委託金により事業を行う法人であること。

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業と同種の事業を行う法人であること。

(4) 福利厚生事業のみを行う法人であること。

(5) 主として学術又は教育の振興を図ることを目的とした事業を行う法人であること。

第34条中「別記第50号様式」を「その免除を受けようとする法人の県民税の納期限までに別記第50号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により法人の県民税の免除を受けた場合において、その免除を受けた理由が消滅したときは、当該免除を受けたものは、県税事務所にその旨を直ちに届け出なければならない。

別記第50号様式を次のように改める。

**第50号様式** (第34条関係)

年 月 日

高知県知事 様

## 法人県民税課税免除承認申請書

高知県税条例第33条の規定により、法人県民税の課税免除の承認を受けたいので、関係書類を添え、次のとおり申請します。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |
| 法人名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ④               |
| 法人番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |
| 代表者(管理人)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |
| 県内の事務所又は事業所の所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |
| 設立年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年 月 日           |
| 均等割額の算定期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 課税免除の承認を受けようとする事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |
| <p>当法人は次の法人に該当し、かつ均等割額の算定期間中、収益事業を行っていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で、基本財産の全額を地方公共団体が出資しているもの</p> <p><input type="checkbox"/> 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p><input type="checkbox"/> 一般社団法人(非営利型)又は一般財団法人(非営利型)で、高知県税規則第33条の3第〔 〕号に規定する要件に該当するもの(〔 〕内には、高知県税規則第33条の3第1号から第5号までのうち、該当するものを記入してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 防災街区整備事業組合、管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合又は認可地縁団体</p> <p><input type="checkbox"/> 上記に類する法人で、業務に要する費用の全額を地方公共団体が負担しているもの</p> <p>(該当するものの□内にチェックを入れてください。)</p> |                 |

## ※ 添付書類

- 1 定款及び収支計算書の写し
- 2 収益事業に該当する受託事業を実施している場合、その事業について法人税基本通達の「実費弁償による事務処理の受託等」の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該業務は収益事業としないものとされています。この場合、「実費弁償による事務処理の受託等の確認について」の写しが必要になります。
- 3 その他、課税免除を受けようとする事由を証明する書類を提出していただく場合があります。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県税規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する地方税法第52条第2項第4号に規定する期間(以下「期間」という。)分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

## 告 示

**高知県告示第91号**

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第5号)第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立人権啓発センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市本町四丁目1番37号  
公益財団法人高知県人権啓発センター
- 3 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**高知県告示第92号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年9月農林水産省告示第1736号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第93号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年7月農林水産省告示第877号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに安芸市役所及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第94号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成30年2月13日

高知県知事 尾崎 正直

| 起 点                  | 終 点                               | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|----------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|-----|
| 香南市野市<br>町西野字ト<br>ノ丸 | 866番3<br>866番4<br>872番7<br>872番32 | 5.00          | 34.90         |     |